岸和田市貝塚市清掃施設組合会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則

令和２年３月 25 日

規則第４号

（趣旨）

第１条　この規則は、会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年条例第３号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則における用語の意義は、条例において準用する岸和田市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年岸和田市条例第12号。以下「準用条例」という。）の例による。

（初任給の基準）

第３条　準用条例第13条第１項第１号において適用する準用条例第３条に規定する規則に定める初任給の基準は、次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1)　月額で報酬を支給するパートタイム会計年度任用職員、当該者に係る別表第１に掲げる職種の区分に基づき、同表に定める給料表の種類及び初任給の号給（以下「初任給号給」という。）

(2)　時間で報酬を支給するパートタイム会計年度任用職員、当該者に係る別表第２に掲げる職種の区分に基づき、同表に定める給料表の種類及び初任給号給

２　前項第１号の会計年度任用職員が経験年数（当該会計年度任用職員が任用の日前10年以内に本組合において在職した場合であって、当該在職した期間のうち前項第１号の会計年度任用職員にあっては別表第１に掲げる職種の区分が当該任用に係る会計年度任用職員の区分及び職種の区分と同一であるものとして在職した年数をいう。当該在職した年数が９年を超える場合には、９年）を有するときは、初任給号給の号数に、当該経験年数の月数（１月に満たない端数は、１月とする。）に100分の50の割合を乗じ12月で除して得た数に４を乗じて得た数（１に満たない端数は、切り捨てる。）を加えて得た数を号数とする初任給号給をもってその者の初任給として受けるべき号給とする。

３　前２項の規定にかかわらず、当該会計年度任用職員が一会計年度内に再度任用された場合にあっては、当該一会計年度内において決定された初任給号給をもってその者の初任給として受けるべき号給とする。

４　当該会計年度任用職員であって、その給料表の種類及び初任給号給の決定について第１項及び第２項の規定によるときは著しく他の会計年度任用職員との均衡を失し、又はその採用が著しく困難になると認められている場合は、あらかじめ管理者の承認を得てその者の初任給号給を決定することができる。

（費用弁償）

第４条　準用条例第16条第１項の規定による費用弁償の支給の対象となる会計年度任用職員の要件は、岸和田市通勤手当支給規則（昭和34年岸和田市規則第４号。以下「通勤手当規則」という。）第３条の規定を準用する。

２　月額で報酬を支給するパートタイム会計年度任用職員に支給する１箇月当たりの費用弁償の

額は、支給単位期間を１箇月として通勤手当規則第３条の２第２項の規定を準用して算定した額とする。

３　時間で報酬を支給するパートタイム会計年度任用職員に支給する１箇月当たりの費用弁償の額は、勤務した月の当該勤務日数に250円を乗じて得た額とする。

４　前各項に規定するもののほか、費用弁償の支給については、職員の通勤手当の例による。

（超過勤務報酬等）

第５条　準用条例第13条第２項及び第３項の規定により、それぞれの給与等の額を計算する場合において、計算の基礎となる勤務時間数は、その月の全時間数（それぞれの報酬のうち支給割合を異にする部分があるときは、その異にする部分ごとに各別に計算した時間数）によって計算する。この場合において、１時間未満の端数があるときは、その端数が30分以上のときは１時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

（期末手当）

第６条　準用条例第15条において期末手当の支給を受ける者は、岸和田市一般職の職員の給与に関する条例施行規則（昭和34年岸和田市規則第６号。以下「給与規則」という。）第12条の規定を準用する。

２　準用条例第15条第１項において準用する準用条例第10条第２項に規定する規則で定める率は、100分の125とする。

３　準用条例第 15 条第１項において準用する準用条例第 10 条第２項に規定する在職期間は、給与規則第 12 条第３項の規定を準用する。

４　準用条例第15条第１項において準用する準用条例第10条第２項に規定する規則で定める割合は、次の区分に応じた割合とする。

在職期間	割合
６箇月	100分の100
５箇月以上６箇月未満	100分の 80
３箇月以上５箇月未満	100分の 60
３箇月未満	100分の 30

備考

１　在職期間は、本組合において会計年度任用職員として在職した場合であって、当該在職した期間のうち第３条第１項第１号の会計年度任用職員にあっては別表第１に掲げる職種の区分が、同項第２号の会計年度任用職員にあっては別表第２に掲げる職種の区分が基準日における任用に係る会計年度任用職員の区分及び職種の区分と同一である場合は、在職した月数とする。ただし、管理者が特に必要と認める場合にあっては、この限りでない。

２　月額で報酬を支給するパートタイム会計年度任用職員が当該在職期間において勤務しない日数（正規の勤務時間について勤務しない時間数の合計数を当該者に係る正規の勤務時間の時間数で除して得た数（１未満の端数があるときは、これを切り上げた数））がある場合は、この表の割合に次の区分に応じた割合を乗じて得た割合とする。

勤務しない日数	割合
０日	100分の100

１日～５日	100分の 95
６日～10日	100分の 90
11日～15日	100分の 85
16日～20日	100分の 80
21日～25日	100分の 75
26日～30日	100分の 70
31日～40日	100分の 60
41日～50日	100分の 50
51日以上	0

５　準用条例第15条第２項に規定する規則で定める標準月額は、次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)　月額で報酬を支給するパートタイム会計年度任用職員については、準用条例第13条第１項第１号の規定により算出された額とする。

(2)　時間で報酬を支給するパートタイム会計年度任用職員については、当該パートタイム会計年度任用職員が基準日前６箇月以内の期間（以下「実績期間」という。）におけるその者の勤務時間数（時間外勤務を含む。次項において同じ。）の合計時間数を、当該実績期間におけるその者の在職月数（１月に満たない端数があるときは、当該月における在職日数を30で除して得た数（小数点第３位を四捨五入した数）を在職月数に加えて得た数とする。以下同じ。）で除して得た時間数に、準用条例第13条第１項第２号の規定により算出された額を乗じて得た額（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入した額。次項において同じ。）とする。

６　前各項の規定にかかわらず、６箇月未満の範囲内で任期を定めて任用されている者、月額で報酬を支給するパートタイム会計年度任用職員であって当該者について定められた１週間当たりの勤務時間が15.5時間未満の者、時間で報酬を支給するパートタイム会計年度任用職員であって実績期間におけるその者の勤務時間数の合計時間数を当該実績期間におけるその者の在職月数で除して得た時間数が62時間未満の者に対しては、期末手当を支給しない。

７　期末手当の支給日は、基準日が６月１日であるものにあっては６月30日とし、基準日が12月１日であるものにあっては12月10日（時間で報酬を支給するパートタイム会計年度任用職員にあっては12月21日）とする。ただし、当該支給日が、土曜日に当たるときはその前日、日曜日に当たるときはその前前日を支給日とする。

（勤勉手当）

第６条の２　準用条例第15条の２に規定する規則で定めるものは、給与規則第13条の規定を準用する。

２　準用条例第15条の２第１項において準用する準用条例第10条の２第２項に規定する割合は、100分の105にその者の勤務期間等の区分に応じ、別表第３に定める割合を乗じて得た割合とする。

３　前項に規定するその者の勤務期間等の計算は、給与規則第14条第２項（同項第９号を除く。）の規定を準用する。この場合において、同項第４号中「条例第17条」とあるのは「準用条例第

18条」と、同項第５号中「勤務時間条例第13条」とあるのは「岸和田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和２年規則第９号。以下「会計年度任用職員勤務時間規則」という。）第13条第１項」と、「勤務時間条例第３条」とあるのは「会計年度任用職員勤務時間規則第４条第１項」と、「同条例第９条」とあるのは「同規則第９条」と、同項第６号中「勤務時間条例第15条」とあるのは「会計年度任用職員勤務時間規則第15条」と読み替えるものとする。

４　準用条例第15条の２第１項において読み替えて準用する準用条例第10条の２第２項の規則で定める標準月額は、前条第５項の規定を準用する。

５　前各項の規定にかかわらず、６箇月未満の範囲内で任期を定めて任用されている者、月額で報酬を支給するパートタイム会計年度任用職員であって当該者について定められた１週間当たりの勤務時間が15.5時間未満の者、時間で報酬を支給するパートタイム会計年度任用職員であって実績期間におけるその者の勤務時間数の合計時間数を当該実績期間におけるその者の在職月数で除して得た時間数が62時間未満の者に対しては、勤勉手当を支給しない。

６　勤勉手当の支給日は、前条第７項の規定を準用する。

（時間で報酬を支給するパートタイム会計年度任用職員の報酬）

第７条　準用条例第13条第１項の規定により支給する報酬の計算の基礎となる勤務時間数の算定については、第５条の規定を準用する。

（勤務１時間当たりの報酬の額の算出）

第８条　準用条例第17条第１項第２号に規定する額の算出における管理者が定める休日については、同条同項第１号に規定する管理者が定める休日に当該月額で報酬を支給するパートタイム会計年度任用職員の週勤務日数（５日を超える場合は５日とする。）を乗じて５日で除して得た日数とする。

（復職時等における号給の調整）

第９条　休職または育児休業をした会計年度任用職員が職務に復帰した場合において、他の会計年度任用職員との均衡上必要と認めるときは、岸和田市初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和57年岸和田市規則第12号。）第19条の規定の例により、その者の給料月額を調整することができる。

（その他）

第10条　この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和3年6月9日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和4年3月29日規則第3号）

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和4年9月14日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行し、令和４年４月１日から適用する。

附　則（令和4年9月16日規則第5号）

この規則は、令和４年10月１日から施行する。

附　則（令和5年9月28日規則第5号）

この規則は、令和５年10月１日から施行する。

附　則（令和6年1月9日規則第1号）

（施行期日等）

１　この規則は、公布の日から施行する。

２　改正後の会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則（以下「改正後の会計年度任用職員給与規則」という。）第６条第２項の規定は、令和５年12月１日から適用する。

（期末手当の額の計算の特例）

３　令和５年12月に支給する期末手当に関する改正後の会計年度任用職員給与規則第６条第２項の規定の適用については、同条第２項中「100分の122.5」とあるのは「100分の125」とする。

（給与の内払）

４　改正前の会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則の規定に基づいて既に支払われた会計年度任用職員の給与は、改正後の会計年度任用職員給与規則の規定による会計年度任用職員の給与の内払とみなす。

附　則（令和6年3月27日規則第5号）

（施行期日）

１　この規則は、令和６年４月１日から施行する。

附　則（令和6年3月29日規則第6号）

（施行期日）

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

附　則（令和7年1月16日規則第1号）

（施行期日等）

１　この規則は、公布の日から施行する。

２　この規則による改正後の会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則（以下「改正後の会計年度任用職員給与規則」という。）第６条第２項及び第６条の２第２項の規定は、令和６年12月１日から適用する。

（期末手当の額の計算の特例）

３　令和６年12月に支給する期末手当に関する改正後の会計年度任用職員給与規則第６条第２項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは、「100分の127.5」とする。

（勤勉手当の額の計算の特例）

４　令和６年12月に支給する勤勉手当に関する改正後の会計年度任用職員給与規則第６条の２第２項の規定の適用については、同項中「100分の105」とあるのは、「100分の107.5」とする。

（給与の内払）

５　この規則による改正前の会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則の規定に基づいて既に支払われた会計年度任用職員の給与は、改正後の会計年度任用職員給与規則の規定による会計年度任用職員の給与の内払とみなす。

別表第１（第３条関係）

職種	給料表の種類	初任給号給
一般事務員	会計年度任用職員給料表１	39
技術顧問	会計年度任用職員給料表１	89
技術参与	会計年度任用職員給料表１	75
その他の技術員	会計年度任用職員給料表１	39
上記以外の職種	会計年度任用職員給料表１	39

別表第２（第３条関係）

職種	給料表の種類	初任給号給
事務補助員	会計年度任用職員給料表１	６
上記以外の職	会計年度任用職員給料表１	６

別表第３（第６条の２関係）

勤務期間等による支給基準　勤務期間等による支給基準は、次の各号に掲げるそれぞれの区分に応じた割合を乗じて得た割合とする。

(1) 勤務期間による割合

勤務期間	割合
６箇月以上	100 分の 100
５箇月以上６箇月未満	100 分の 90
４箇月以上５箇月未満	100 分の 80
３箇月以上４箇月未満	100 分の 70
２箇月以上３箇月未満	100 分の 60
１箇月以上２箇月未満	100 分の 50
１箇月未満	100 分の 40

備考　第６条第４項の表備考の規定は、この表において勤務期間を計算する場合において準用する。

(2) 勤務しない日数による割合

ア　１週間当たりの勤務日数（会計年度任用職員勤務時間規則第 12 条第１項第１号の１週間当たりの勤務日数をいう。イにおいて同じ。）が５日以上の場合

勤務しない日数	割合
０日	100 分の 100
１日～12 日	100 分の 95
13 日～26 日	100 分の 90
27 日～52 日	100 分の 85
53 日～87 日	100 分の 70
88 日～113 日	100 分の 60
114 日～129 日	100 分の 50
130 日～156 日	100 分の 44

157 日以上	0

イ　１週間当たりの勤務日数が４日以下の場合

勤務しない日数	割合
０日	100 分の 100
１日～９日	100 分の 95
10 日～20 日	100 分の 90
21 日～41 日	100 分の 85
42 日～69 日	100 分の 70
70 日～90 日	100 分の 60
91 日～103 日	100 分の 50
104 日～124 日	100 分の 44
125 日以上	0